

平成20年(2008年)3月11日 火曜日 意見 22

**主張
提言**

林 勝美⁶³ 熊本大学法科
大学院教授

道州制の議論が九州では特に盛んである。私は法科大学院で実定法である地方自治法を講義している。このところ道州制を採用すればあたかも地方分権が進むかのようなくつ誤ったメッセージを発している人がいるので、法的側面から一言申し上げておきた

府県を廃止して道州を置くという「道州」案は、憲法上保障されていない「府県制」を廃し、憲法改正を経ずしてこれを採用することは憲法上許されないものである。とするのが私の持論である。

最後に、まず進めるべきは道州制ありき論ではない。国から地方への権限と財源の移譲であり、国（中央省庁の解体を含む）と地方の役割分担の明確化である。そうであれば私の標語「道州さ

仮に道州を採用するとした場合の人口は一千万人以上を超えることになる。こち、戦後この方四十七人いる知事がリコールで罷するアメリカやドイツの免された事例は過去一件もない。道州制の二倍以上となり、このような団体が果たして採用した場合、住民の

第一に、全国の都道憲法上の地方自治体と言長に対するリコール権が



発行所
熊本日日新聞社

〒860-8506
熊本市世安町172
☎代表(096)361-3111
©熊本日日新聞社 2008

3月11日
(火曜日)

↓
標語變更

「道州つくって自治滅ぶ、民の声は届かない。」